

# 福まち活動の手引き

## 【個人情報取り扱い編】



## はじめに

この手引きは、福祉のまち推進センター（以下「福まち」という。）の活動がより円滑に取り組まれることを目的に、福まち関係者から特に問い合わせの多い「個人情報の取り扱い」をテーマに作成しました。手引きを通じて個人情報保護を正しく理解し、個人情報を上手に活用することで、福まち活動にかかわるみなさんの不安が少しでも解消され、安心して福祉のまち推進センターの活動に取り組んでいただきたいと思います。

## もくじ

<b>1 福まち活動と個人情報の関係</b>	<b>P1</b>
(1) 福まち活動の推進に必要な個人情報 (2) 個人情報保護に対する過剰反応と適切な対応	
<b>2 個人情報とは</b>	<b>P2</b>
(1) 個人情報とは (2) 個人情報とプライバシー (3) 福まちと個人情報保護法の関係について (4) 福まちと札幌市個人情報保護条例の関係について	
<b>3 福まちにおける個人情報の取り扱い</b>	<b>P6</b>
<b>ステップ1 「65歳以上世帯名簿」を有効に活用しましょう！</b>	
(1) 「65歳以上世帯名簿」とは？ (2) 名簿の内容 (3) 名簿の提供の流れ (4) 名簿の基本的なルール (5) 名簿を取り扱うことができる人	
<b>ステップ2 個人情報を収集する際のルールを定め取り組みましょう！</b>	
(1) 情報収集する際の注意点 (2) 情報収集の方法 (3) 手上げ方式に関する呼びかけについて (4) 本人同意方式における説明内容について (5) 同意書の様式について	
<b>ステップ3 「情報の管理」と「情報の共有」に関するルールを定めましょう！</b>	
(1) 情報管理する際の注意点 (2) 個人情報の共有（提供）のあり方	
<b>4 福まちと民生委員の相互理解と連携</b>	<b>P11</b>
(1) 民生委員が保有する高齢者情報の提供について (2) 福まちと民生委員が保有する情報の比較 (3) 民生委員との連携について	
<b>5 個人情報の取り扱いに関するQ &amp; A</b>	<b>P12</b>
<b>6 参考資料</b>	<b>P14</b>

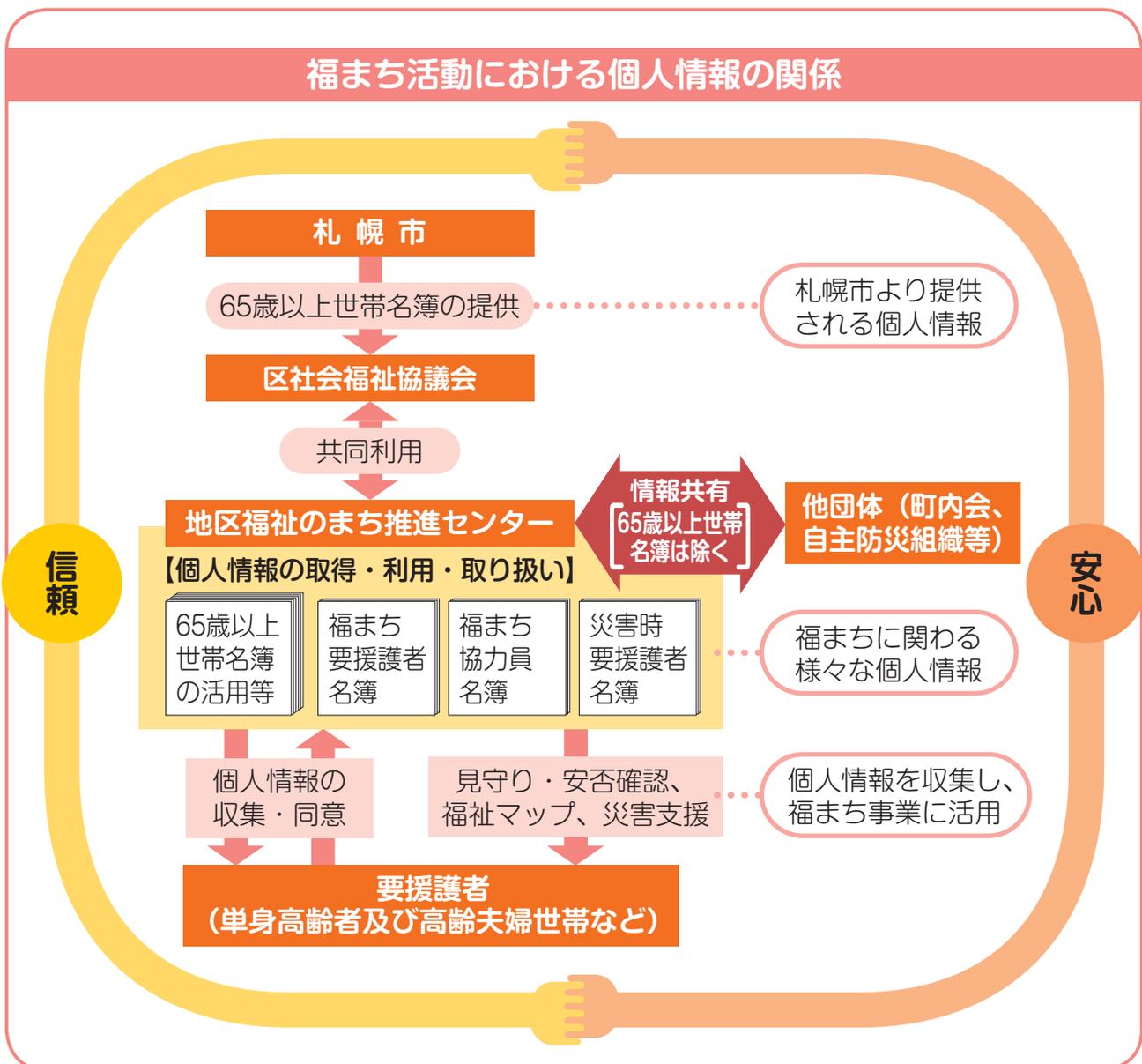


# 1 福まち活動と個人情報の関係

## 1 福まち活動の推進に必要不可欠な個人情報

福祉のまち推進事業で活動を行っていくうえで、福まちに関わる皆さんは様々な個人情報に接する機会が生じてきます。特に区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）と福まちが共同で利用している「65歳以上世帯名簿」や各福まち独自に作成している活動対象者名簿・協力員名簿、中には地域福祉活動を一緒に協働している町内会の災害時要援護者名簿など、通常では知り得ない様々な個人情報に接する機会が生じます。

福まち活動の原点である「見守り・安否確認」や、近年増えつつある「福祉マップづくり」、「災害時要援護者の把握やペアリング」等の多様な福まち活動を進めるためには、個人情報の把握と取り扱いの理解が必要不可欠です。



## 2 個人情報保護に対する過剰反応と適切な対応

平成17年4月の個人情報保護法の施行以降、一段と個人情報保護への関心が高まったのと同時に、個人情報保護に対する間違った認識からくる過剰反応によって、活動が停滞するという状況も見受けられます。

そこで、これらの問題を解決するため、福まちが個人情報保護法や札幌市個人情報保護条例の理念を理解し、65歳以上世帯名簿の管理や福まちにおける個人情報保護に関するルールを学び、「個人情報をしっかり守る」という基本姿勢を地域住民に示し、「信頼」と「安心」を得ることが求められます。

個人情報を適正に利用し、より充実した福まち活動を目指していきましょう。

## 2 個人情報とは



### 1 個人情報とは

Q. どんな個人情報が、個人情報にあたるのですか？

A. 「特定の個人の情報」であることを認識できる情報です。



個人情報保護法に定める「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することが可能となるもの」となっています。

例えば、生年月日や性別だけでは、特定の個人は識別されませんので、単体では個人情報ではありませんが、氏名などと組み合わせる場合には、「特定の個人」を識別することができるため、全体として個人情報になります。

#### 個人情報に該当するもの

- 氏名、住所、電話番号、年齢、性別、生年月日、世帯状況、勤務先、写真などに関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

#### 個人情報の種類

- 基本的な個人情報……氏名、住所、電話番号、年齢、性別、生年月日など
- 取り扱いに注意を要する個人情報……資産、収入、借入金の有無など
- センシティブ情報(特定の機微のある個人情報)……思想、信条、宗教など

## 2 個人情報とプライバシー

Q. 個人情報保護法で、プライバシーが守られますか？

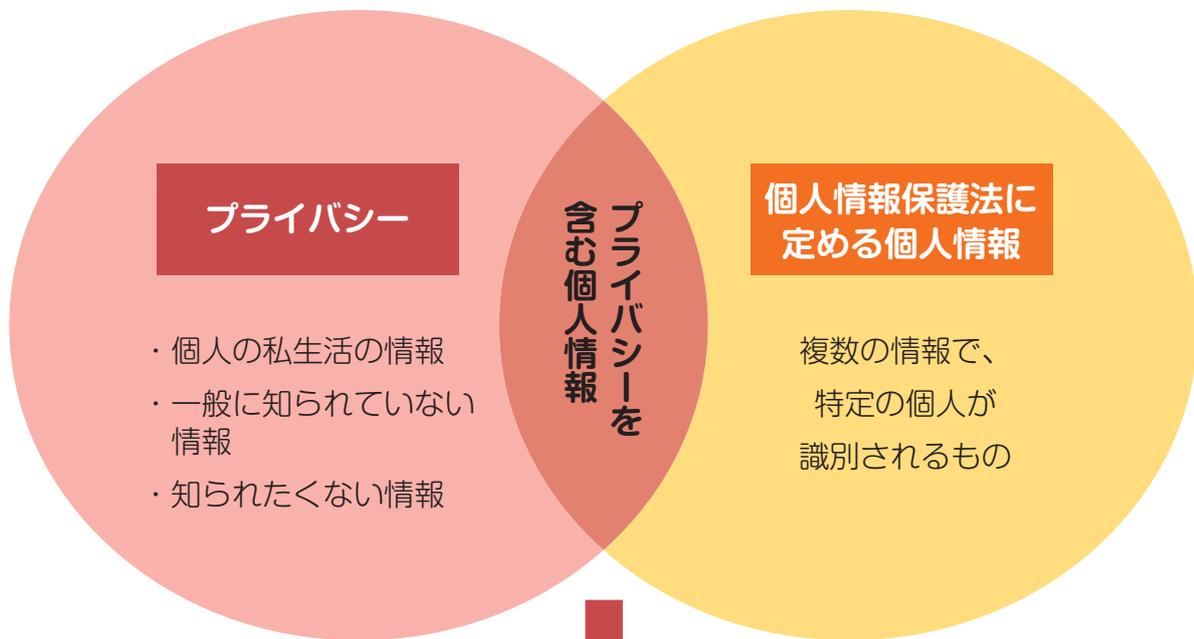
A. 個人情報保護法は、プライバシーを守る法律ではありません。



一般的には、個人情報保護とプライバシー保護を同じだと思い、個人情報保護法を個人のプライバシーを守ってもらえる万能な法律だと思っている方が多いかもしれませんが、実はそうではありません。

プライバシー情報とは、「個人の私生活に関する情報や一般の人に知られていない情報」、「一般通常人の感受性を基準にして通常公開を欲しない情報」などです。具体的には、私生活上の自由、思想、信条等、個人情報保護法に定める個人情報と比べて、幅広いものです。プライバシーの範囲は、本人しか測れないものであり、プライバシー情報は一般的に流通しているものではありません。

### 個人情報とプライバシー情報の関係



### 個人情報侵害された場合の法の適用

**民法上の不法行為責任**

刑法上の名誉毀損など

**民法上の不法行為責任**

個人情報保護法上の罰則（事柄による）

### 3 福まちと個人情報保護法の関係について

Q. 個人情報保護法の『適用範囲』は？

A. 個人情報取り扱い事業者（以下「事業者」という。）に対する義務規定を定めているのが、個人情報保護法です。事業者とは、5,000人（件）を超える個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している者をいいます。



札幌市内で高齢者と言われる65歳以上の人口が5,000人を超える地区は、（89地区中）28地区あります。（平成22年4月現在）

また、市内で5,000人を超える個人情報を活動の対象者としてデータベース化している福まちはありませんので、**現在の福まちは個人情報保護法でいう事業者には該当しません。**

ただし、「法に該当しない」からと言っても、地域住民や対象者等との信頼関係を築くためには活動に携わる方々に個人情報保護の意味や目的、その重要性を理解いただき個人情報保護法に沿った取り扱いをすることが求められます。

### 4 福まちと札幌市個人情報保護条例の関係について

Q. 札幌市個人情報保護条例とは？

A. 個人の権利、利益を侵害することのないよう努めるなど、事業者の責務（努力規定）について定めているのが、札幌市個人情報保護条例です。札幌市は、この条例に基づき、「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」を定めています。



条例では、事業の内容や情報の件数は要件としておらず、情報を扱う事業者すべてに適用されることから、福まちも個人情報保護条例でいう事業者該当し、指針に基づく個人情報の保護を行うことが必要です。

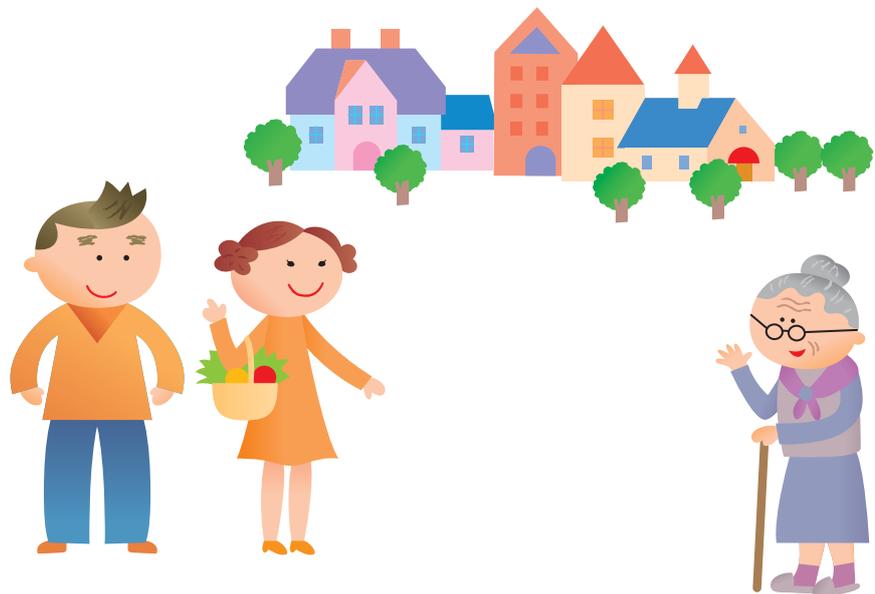
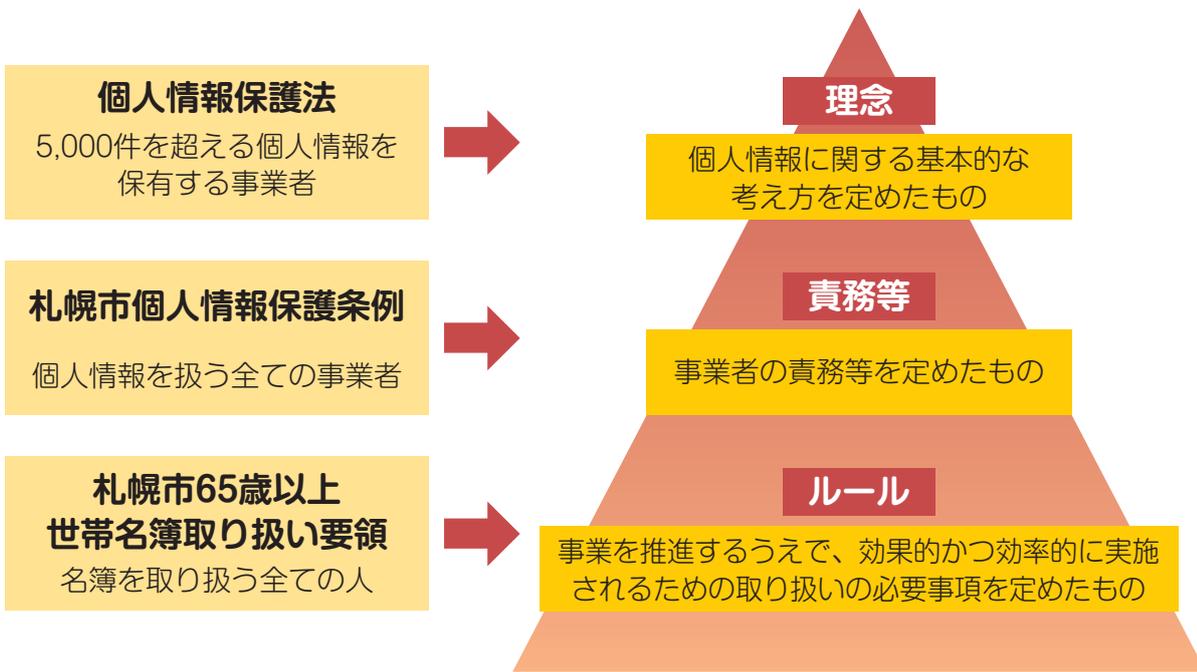
指針の主な内容としては、

- ① 利用目的を可能な限り特定、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、利用目的を本人に通知し、又は公表すること
- ② 利用目的以外のことに個人情報を利用しないこと

- ③ 本人から開示、訂正を求められたら、それに応じること
- ④ 原則として、本人の同意なく個人情報を第三者に提供しないこと  
等が定められています。

また、区社協と福まちが共同で利用している「札幌市65歳以上世帯名簿」は、札幌市65歳以上世帯名簿取り扱い要領（福まち事業で使われる名簿の取り扱い方法を規定）に沿った形で取り扱うこととされています。

### 個人情報保護の取り扱いに係る法令、条例、要領の関係



# 3 福まちにおける個人情報の取り扱い

福まちとして、個人情報を適正に取り扱うためには、「65歳以上世帯名簿の活用」「情報の収集」「情報の管理・共有」の3点を正しく理解することが必要です。以下の各ステップを参考に円滑に取り扱いましょう。

## ステップ 1 「65歳以上世帯名簿」を有効に活用しましょう！



個人情報を収集する際、何をもとに収集するか、他都市の地域福祉活動では大きな課題となっていますが、本市においては、札幌市より、福まち活動のために「65歳以上世帯名簿」が提供されています。この名簿を有効に活用し、福まちの要援護者の選定や情報収集する際の基礎データとして、積極的に活用しましょう。

### 1 65歳以上世帯名簿とは？

65歳以上世帯名簿は、福まちの円滑な推進及び区社協が実施する事業の効果的な実施を目的として提供される、市内に居住する65歳以上のみで構成されている世帯の情報です。

### 2 名簿の内容

毎年4月現在の住民基本台帳をもとに抽出され、①民生委員番号、②住所、③氏名、④生年月日、⑤年齢、⑥世帯人数等(下記参照)が記載されています。

なお、⑦の※印は、ひとり暮らしのマークですが、あくまで住民基本台帳上ひとりと表記されるものであり、二世帯同居等、別世帯の方が同居している場合もあります。

世帯番号	民生委員番号	住所	世帯主氏名 世帯員1氏名 世帯員2氏名 世帯員3氏名	フリガナ	性別	続柄	生年月日	年齢	世帯人数	備考
53	0601	条1丁目1番21号			男	本人	3.22		2	
					男	父	3.7			
72	0601	条1丁目2番5号			女	本人	9.22		1	※
11	0601				男	本人	9.23		2	

### 3 名簿の提供の流れ

札幌市と区社協との間で利用に伴う覚書を締結した後、区社協へ名簿【2部】が提供され、1部は区社協が管理し、もう1部を福まちが管理します。



### 4 名簿の基本的なルール

「札幌市65歳以上世帯名簿取り扱い要領」に定められている、以下の点を守り取り扱います。→【P14～P15参照】

#### ① 目的外利用の禁止

地域住民の日常的な支え合い活動、ボランティア活動以外に使えません。

#### ② 秘密の保持

名簿の内容を第三者に漏らしてはいけません。(活動を辞めた後も)

#### ③ 複写複製の禁止

名簿を複写してはいけません。

#### ④ 事故報告

名簿の紛失、情報の漏洩等の事故があった場合、福まちセンター、区社会福祉協議会等にすぐに連絡してください。

### 5 名簿を取り扱うことができる人

名簿を活用(閲覧)できるのは、以下の①、②のいずれも該当する方です。

#### ① 福まちの活動者であること

地区社協役員、福まち運営委員、事務局員、福祉推進委員等

#### ② 「個人情報取り扱い研修」を受講修了した者

より適正に利用いただくため、区社協では「個人情報取り扱い研修」を実施いたします。

名簿提供時や必要に応じてお伺いいたします。各区社協にお問い合わせください。



## ステップ 2 個人情報収集する際のルールを定め取り組みましょう!



要援護者から情報を収集したり、活動への理解(同意)を得るため、個人情報を収集する際のルールを以下の点に注意して定めましょう。

### 1 情報収集する際の注意点

情報収集する際、以下の点に配慮し福まち内で情報収集のルールを定めましょう。

- ① **利用目的を明確にする。**  
見守り活動、福祉マップづくり、災害時支援等、出来る限り利用目的を特定しましょう。
- ② **情報収集する対象範囲を定める。**  
福まちとして情報を収集する対象(要援護者)範囲をおおむね定めましょう。(65歳以上世帯名簿を中心としつつも柔軟に対応)
- ③ **必要な最小限の情報収集に配慮する。**  
活動に必要なと思われる最小限の範囲の情報収集としましょう。(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、本人の要望、緊急連絡先等)
- ④ **利用方法及び利用範囲を定める。**  
取得した情報をどのように利用するか、またどの範囲まで利用(共有)するか明らかにしましょう。
- ⑤ **本人から同意を得る。**  
情報提供者(要援護者)から、情報の利用に関する同意を得ましょう。

### 2 情報収集の方法

情報収集する際の主な方法として、『手上げ方式』と『本人同意方式』があります。福まち内で十分協議し、収集方法を決めましょう。

一般的には、「回覧板等により、多くの地域住民からの情報を収集できる」、「訪問を通じ個人情報の収集の意義や活動の理解がより得られる」等の理由から、まずは『手上げ方式』で収集し、併せて『本人同意方式』を行う傾向にあります。

- ① **手上げ方式**  
回覧等で登録を呼びかけ、本人の申し出によって情報収集する方式。
- ② **本人同意方式**  
対象となる世帯と接する機会を設け、本人から理解を得て必要な情報を収集する方式。

### 3 手上げ方式に関する呼びかけについて

町内会の協力を得て、回覧板等で呼びかける際に、情報収集の目的、情報の管理、情報の共有に関するルール等について分かりやすく、記載しましょう。→【P16参照】

### 4 本人同意方式における説明内容について

情報提供者である対象世帯に安心して同意が得られるよう、以下の手順を参考に、わかりやすく丁寧に説明しましょう。

#### ① 要援護者に対する情報収集の目的等について説明

要援護者世帯宅へ訪問し、個人情報を収集する目的、利用方法、管理方法を説明し、「本人の同意」を得ましょう。

#### ② 情報の共有化に関する説明

本人の利益に反する提供はしない前提で、援護するために必要な関係組織を具体的に示し、必要最小限の情報を共有することの同意を得られるようにしましょう。

#### ③ 緊急時の例外規定について説明

生命・身体・財産に関わる緊急時は同意なく、情報を第三者に提供する「例外」があり得ることを伝えましょう。

#### ④ 同意書の取得について説明

一般的には、「書面による同意」が望ましいのですが、署名に抵抗がある方もいますので、その場合は口頭での同意とし、後で問題にならないよう「同意の範囲、日時、同席した者の氏名」等を書きとめておくとよいでしょう。

※ 同意書と併せて、情報収集の目的や内容を分かりやすく記載した書面で説明すれば、さらに相手は安心できると思われます。→【P17参照】

### 5 同意書の様式について

収集する情報の範囲、また既存の記録カード（ふれあいカード）の活用や新規作成等によって、記載内容やサイズも福まちによって大きく異なると思われます。福まち内で十分協議し作成しましょう。→【P18参照】



## ステップ 3 「情報の管理」と「情報の共有」に関するルールを定めましょう!



収集した要援護者情報の管理と関係組織と情報共有が適正に行われるよう、以下の点に注意し、ルールを定めましょう。

### 1 情報管理する際の注意点

収集した個人情報やデータが、流失等の事故に遭わないよう、以下の管理方法を事前に定めましょう。

- ① 個人情報の管理者。
- ② 個人情報の保管場所。(福まち事務所、運営委員長宅、〇〇代表宅等)
- ③ 不用となった個人情報を廃棄・消去のルール。(裁断等廃棄の方法)
- ④ 収集した個人情報等を持ち出しする際のルール。
- ⑤ 名簿等を無断で複写することのないよう複写に対する一定のルール。
- ⑥ 個人情報の漏えい(紛失、盗難)等の問題が発生した際の報告体制。
- ⑦ 情報提供者本人からの情報開示、削除等の求めに応じるルール。



※ 管理の仕方を決める場合は、福まち運営要綱に「個人情報の取り扱い」の項目を追加しましょう。また福まちの実情に応じて、具体的な内容を定めた「個人情報保護取り扱い方法」を作成するとよいでしょう→【P19参照】

#### 豆知識

#### 個人情報の 流失事故の 理由ベスト3

1位 誤操作	35% (FAX、メール等の誤配信)
2位 管理ミス	22% (誤って他の書類、情報と一緒に廃棄)
3位 紛失、物忘れ	14% (外部の場所に紛失、置き忘れ)

NPO法人日本ネットワークセキュリティ協会より(2008年実績事故件数 1,373件)

### 2 個人情報の共有(提供)のあり方

福まち活動の進展に伴い、関係組織はもちろんのこと、近年では、自主防災組織等の他団体との連携が図られつつあります。地域連携が進められることは大変好ましいことですが、個人情報が流失するリスクも高まることから、上記の「情報の管理」と併せて、以下の点を事前に定め、情報共有(提供)を図りましょう。

- ① 事前に共有する組織を特定しておく。
- ② 必要最小限の情報の提供とする。(万一の場合、被害を最小限に防げます。)
- ③ 提供した情報が本来の目的以外に利用されないよう共有する組織へ取り扱いを徹底する。
- ④ 提供された名簿等の端に個人情報取り扱い等の注意書きを記入する。
- ⑤ 福まち関係者及び情報共有者等、個人情報に携わる者に対する研修を開催する。

# 4 福まちと民生委員の相互理解と連携

## 1 民生委員が保有する高齢者情報の提供について

福まちとして要援護者の情報を的確に把握するため、民生委員が所有する高齢者情報の提供を求める声が、福まち関係者から聞かれます。

民生委員は、「**民生委員法**」により**守秘義務規定を遵守する必要があるため**、民生委員の所有する情報を福まち等の関係機関に情報を提供・共有する場合は、原則的には、個人から同意を得なければなりません。

基本的には、先に述べた「札幌市65歳以上世帯名簿」や「手上げ方式、本人同意方式」などの方法を通して、福まちとして情報収集することが求められます。

しかし、全国民生委員児童委員連合会では、要支援者の利益を十分考慮し、あまりにも個人情報保護を過度に出し過ぎないように示されています。(右記参照)

個人情報の管理にあたっては、誰と共有し、誰に提供するか、どのような場面で提供・共有するかルールを関係機関・団体等と一緒にそれぞれの地域に即して作り上げていく作業が必要となります。

福まち(町内会等)と民生委員が、個人情報の基本的なルールを理解し、地域福祉活動を通じて、お互いの信頼関係を築いていきましょう。

### 参考

個人情報保護を過度に前面に出しすぎると支援を必要とする人自身に取り返しのつかない不利益をもたらしたり、円滑な活動や援助を損ねてしまいます。(中略)民生委員が支援を必要とする人の情報を媒介してこそ、具体的な活動が行われるのです。【**全国民生委員児童委員連合会作成「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点**」より】

## 2 福まちと民生委員が保有する情報の比較

民生委員に札幌市から提供される情報は、「65歳以上高齢者名簿」です。福まちへ提供される「65歳以上世帯名簿」との違いは以下のとおりです。

世帯の区分		情報の範囲	
		福まちに提供される「65歳以上世帯名簿」	民生委員に提供される「65歳以上高齢者名簿」
65歳以上の方	65歳以上の方だけの世帯	単身世帯	○
		複数世帯	○
	親子などのように65歳未満の方と同居している世帯		×
	施設入所者	65歳以上の方だけの世帯	○
		上記以外の世帯	×

### 3 民生委員との連携について

福まちと民生委員の相互理解と連携関係をより深めるために、以下の内容を参考に民生委員（民児協）と協議してみましょう。

#### ① 高齢者等への訪問活動における連携

個人情報の本人同意を取得する際や、定期的な見守り訪問の際に、民生委員と共同で訪問したり、役割分担等について協議しましょう。

#### ② 福祉推進委員会における連携

単位町内会圏域毎に設置が進められている福祉推進委員会に民生委員の参加促進を図りましょう。

#### ③ 事業を通じた連携

福祉マップづくり等の福まち事業に民生委員の参加促進を図りましょう。



## 5 個人情報の取り扱いに関するQ&A

このQ & Aは、よく聞かれる質問について一般的な回答例としてまとめたものです。問題の状況や背景等に応じて、柔軟に対応しましょう。

**Q1** 時々認知症のような傾向が見受けられる方と、個人情報の取得に関する同意を交わすことは可能でしょうか？ 後ほど同意していないなどのトラブルにならないか心配です。

**A1** やはり本人が自身の個人情報を提供することの意味を理解し、本人の意志に基づいて同意（契約）を交わす能力を有しているかが重要です。トラブルにならないためにも同意書など書面で同意を得ましょう。ただし、その方に後見人がいる場合は、後見人からの同意が必要になります。また、同意（契約）を交わす能力に不安があり、後見人がいない場合は、本人のことをよく知る家族から同意を得ましょう。このことを「推定的承諾」といい、家族が「きっと本人が正しい認識が得られる状態ならば同意していただろう」という場合に限り、家族が本人に代わって同意を得る方法です。しかし、同意にあまりにも固執せず、福まちの基本活動である、外からそっと見守り様子を見ることでもよいでしょう。

**Q2** 町内会に未加入のアパートに数名の高齢者が入居者しています。福まちで実施している要援護者の募集案内や世帯の把握のためにアパートの大家さんに氏名などを提供いただくことはできるでしょうか？

**A2** アパートに大家さんが住んでいて、その大家さんから入居者の情報をもらう際には、通常、大家さんは入居者から福まちに情報提供してもよいという同意を得ていなければなりません。同意がない場合は、福まちは大家さんから入居者の情報をもらうことはできませんが、福まち活動に理解と協力をもらえるよう働きかけましょう。

**Q3** 地域住民から、緊急に関係者の連絡先を教えて欲しいと電話がありました。どのような点に注意したらよいでしょうか？

**A3** 電話の相手方、目的を確認するとともに、一度電話を切って、あらためて連絡しなおす方が、正確かつ確かな対応となります。緊急な訴えに対しては、地域の実情と互いの信頼関係にも配慮して対応すべきですが、電話という匿名性があるので慎重な対応も必要です。あせらず、一呼吸おいて、緊急な事情を確認し、こちらから連絡を取り、折り返し伝えるなど、個人情報保護の原則を守りつつ、相手のことを心配しながら、気持ちを汲み取った対応ができるように配慮してください。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報を提供することが可能です。

**Q4** 65歳以上世帯名簿のみを活用して、高齢者宅を地図に記した「福祉マップ」を作成し、見守り活動を行うことにしました。その場合、見守り支援を行う活動者（福祉推進員等）へ「福祉マップ」を提供することは可能でしょうか？

**A4** 「要支援者カード」（P18参照）等で本人同意を得ずに、65歳以上世帯名簿のみを活用し、「福祉マップ」を作成する地区もあると思います。65歳世帯名簿は、福まちにおける『地域住民の日常的な支え合い活動』等に利用することが出来ますので、福まち実践者である、見守り支援活動者へ「福祉マップ」を提供することは可能です。ただし、より適正に利用いただくため、「個人情報取り扱い研修」を受講することが必要です。研修の受講に関しては、お近くの区社協へご相談ください。

**Q5** 警察等からの問い合わせの対応はどうしたらよいでしょうか？

**A5** 法令に基づく場合やその業務の必要性などから同意を得ずに個人情報を提供できる場合があります。刑事訴訟法等に基づく回答は「法令に基づく場合」であり、個人情報保護法で本人の同意を得なくても提供できる場合として規定されています。

ただし、提供は強制ではないことから、提供する、しないどちらの場合でも違法ではありません。もし照会に応じ、警察等に対し個人情報を提供する場合には、情報提供を求めた捜査官等の役職、氏名を確認するとともに、その求めに応じ提供したことを当人に説明できるように記録しておくといわれます。

**Q6** 福まちで収集した要援護者名簿等が漏えい、流失した場合、責任の所在はどこになりますか？

**A6** この場合、福まちは、被害者に対して損害賠償（慰謝料支払）責任を負う可能性があります。それは、福まちにおける個人情報の管理に過失がある場合です。「管理に過失」とは、大切な情報を取り扱う者に通常要求される程度の義務を果たさなかったという意味です。ですから、要援護者名簿を施錠した金庫の中に保管していたところ、鍵が壊されて盗まれてしまったという場合には「過失」がなく、責任を負いません。ステップ3（P10参照）で記載した内容を踏まえて、各福まちで「個人情報保護取り扱い方法」（P19参照）等を作成し、その管理ルールをきちんと守ること、さらに、万が一漏えい等の事故が発生した場合には、迅速に、その反省を生かした再発防止策を採ることが大切と言えます。

**Q7** 福まちの行事等で撮影した写真を広報紙やホームページ等に掲載する場合、写っている全員の同意は必要ですか？

**A7** 厳密に言うと写真に写っている個人の顔も、本人が識別できる場合には「個人情報」になりますので、不特定多数の方が見られる広報紙やホームページの掲載などの取り扱いには、一定の注意が必要です。写真等の利用を考えている場合、「写っている個人へ了解を取る」、また写っている人が多数の場合は、「会場内放送や当日のしおり等で周知する」、「撮影する際できるだけ写り込む範囲の方に声をかける」等の対応をしておくトラブルは避けられるといわれます。

## 札幌市65歳以上世帯名簿取り扱い要領

平成9年8月1日民生局長決裁

最近改正 平成17年6月30日

(趣 旨)

第1条 この要領は、札幌市における福祉のまち推進事業の円滑な推進及び区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が実施する社会福祉事業が効果的かつ効率的に実施されることを目的として、65歳以上世帯名簿（以下「名簿」という）を区社協に提供するにあたり、その取り扱いについて必要事項を定めるものとする。

(提供する名簿の内容)

第2条 名簿の内容は、市内に居住する65歳以上で構成されている世帯に属する市民の住所、氏名、性別、生年月日、年齢とする。

(提供方法)

第3条 区保健福祉部は区社協に対して、当該区分の名簿を別紙様式1により毎年1回提供する。

(地区推進センターとの名簿の利用方法)

第3条の2 区社協は地区福祉のまち推進センター（以下「地区推進センター」という。）と当該区分の名簿について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第23条第4項第3号に基づく共同利用（以下「共同利用」という。）を行うことができる。

(名簿の目的外利用の禁止)

第4条 区社協及び地区推進センターに提供された名簿は、次の目的以外に利用してはならない。名簿に基づき実施する事業等を通じて知り得た個人情報についても同様とする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する調査研究、総合的企画、連絡調整及び助成、普及及び宣伝、企画実施、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業の実施
- (2) ボランティア活動の振興
- (3) 区内の地区推進センターが実施する活動への援助
- (4) 地区推進センターにおける、地域住民の日常的な支え合い活動の推進
- (5) 地区推進センターにおける、ボランティアによる福祉サービスの推進

## (覚 書)

第5条 名簿を提供するにあたって、名簿及び名簿に基づき実施する事業等を通じて知り得た個人情報の管理や利用等についての取り扱いを徹底させるため、区保健福祉部は区社協との間で次の(1)から(7)の事項を、それぞれ盛り込んだ覚書を取り交わさなければならない。

- (1) 秘密保持に関する事項
- (2) 目的外利用の禁止に関する事項
- (3) 無断複写、複製の禁止に関する事項
- (4) 管理責任者に関する事項
- (5) 事故があった場合における報告義務に関する事項
- (6) 地区推進センターに対する名簿の取り扱いについての指導に関する事項
- (7) 名簿の対象となる高齢者への趣旨説明に関する事項

## (研修の実施)

第6条 名簿を提供するにあたって、区保健福祉部は区社協の名簿を管理する責任者を対象に、また、区社協は地区推進センターで活動する者を対象に、その管理や利用等について、研修を実施しなければならない。

## (名簿の返還)

第7条 区社協は、2回目以降名簿の提供を受ける場合、前回提供を受けた名簿を、区保健福祉部に返還しなければならない。

## (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は関係部長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成9年9月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成9年11月4日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成10年11月1日から施行する。

## 附 則

この要領は、平成17年6月30日から施行する。

## 手上げ方式用 町内回覧 記載例 (福まちが単独で実施する場合)

大切なお知らせです。ぜひご覧ください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地区にお住まいの皆様へ

必要に応じて、福祉推進委員会  
代表者との連名もいいでしょ。

〇〇地区福祉のまち推進センター  
運営委員長 福まち 太郎

### 日常生活及び災害時に備えた、「地域の支え合い活動」のための 情報登録について(ご案内)

近年、国内外では、地震や風水害等の大きな災害が毎年のように繰り返され、その度に高齢者を中心に、多くの尊い命が失われています。

また、少子高齢化に伴い孤立死の増加、また悪徳商法等の消費者被害など高齢者を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

このようなことは、いつ私たちの身近で起きるとも限りません。

そこで、〇〇地区福祉のまち推進センターでは、地域の支え合いが大切であると考え、日常の生活支援及び災害時に何らかの支援が必要な方の見守り支援体制づくりを行うことにしました。

つきましては、地域での支援を希望される方は、要援護者情報を登録していただきたく、希望される方は、〇月〇日(〇)までに、下記の委員へご連絡ください。後日『要援護者登録カード』をお届けいたします。

個別配布の場合、登録カード(兼同意書)を共に配布してもよいでしょう。

なお、ご提供いただいた情報は、以下のとおり適正に管理いたします。

- ①利用目的……………災害時における避難支援に活用するとともに、日ごろの見守り活動や、声かけ活動、福祉マップ作り、行事案内等に活用します。
- ②管理場所……………普段は〇〇地区福祉のまち推進センター事務室及び〇〇福祉推進員宅で厳重に保管いたします。 地区の状況に応じて記入ください(P17,18,20も同様)。
- ③情報の共有先…〇〇地区福祉のまち推進センターと共に活動に取り組む、関係機関(〇〇〇〇、〇〇〇〇)と情報を共有いたします。
- ④その他……………生命・身体・財産に関わる緊急時には同意なく、第三者に提供する場合があります。

〈連絡先〉 〇〇福祉のまち推進センター 事務局 電話〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇福祉推進委員 福祉 次郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇

## 本人同意方式用 活動説明文書 記載例

〇〇地区福祉のまち推進センターからのご案内

### 日常生活及び災害時に備えた、「地域の支え合い活動」のための 要援護者の募集について

地震や風水害等の大きな災害が毎年のように繰り返され、その度に高齢者を中心に、多くの尊い命が失われています。

また、少子高齢化に伴い孤立死の増加、また悪徳商法等の消費者被害など高齢者を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

そこで、〇〇地区福祉のまち推進センターでは、日常の生活支援及び災害時に何らかの支援が必要な方の見守り支援体制づくりを行うことにし、回覧板等で支援希望者を募ったところ、多くの方から希望が寄せられました。

つきましては、地域での支援を希望される方は、別紙の「要援護者登録カード」に記入し、福祉推進員へお渡しください。

なお、ご提供いただいた情報は、以下のとおり適正に管理いたします。

- ①利用目的……………災害時における避難支援に活用するとともに、日ごろの見守り活動や、声かけ活動、福祉マップ作り、行事案内等に活用します。
- ②管理場所……………普段は〇〇地区福祉のまち推進センター事務室及び〇〇福祉推進委員宅で厳重に保管いたします。
- ③情報の共有先…〇〇地区福祉のまち推進センターと共に活動に取り組む、関係機関(〇〇〇〇、〇〇〇〇)と情報を共有いたします。
- ④その他……………生命・身体・財産に関わる緊急時は同意なく、第三者に提供する場合があります。

〈連絡先〉 〇〇福祉のまち推進センター 事務局 電話〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇福祉推進委員 福祉次郎 電話〇〇〇-〇〇〇〇

## 同意書 〈様式例〉

## 福祉のまち推進センター 要援護者登録カード

平成 年 月 日

ふりがな 氏名			男・女	生年月日	
				年	月
ふりがな 氏名			男・女	生年月日	
				年	月
住所				人世帯	〇〇〇町内会 第 班
電話番号		FAX 番号		携帯 番号	
登録事由 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 移動が困難なため <input type="checkbox"/> 車いす、補聴器などの補装具が必要なため <input type="checkbox"/> 情報を入手したり、発信したりすることが困難なため <input type="checkbox"/> 急激な状況の変化に対応が困難なため <input type="checkbox"/> 薬や、医療措置が常に必要なため <input type="checkbox"/> 精神的に不安定になりやすいため <input type="checkbox"/> その他( )				
情報伝達 留意事項	(視覚・聴覚障がいなど)				
日常的な困り ごと(要望等)					
緊急時の 連絡先	(氏名)			(電話・FAX)	
	(住所)			登録者 との関係	

## 【同意事項】

平成 年 月 日

〇〇地区福祉のまち推進センター 様

災害時における避難支援及び、日ごろの見守り活動や、声かけ活動、福祉マップ作り、行事案内等の活用のため、上記の記載事項を、〇〇地区福祉のまち推進センター及び関係機関(〇〇〇〇、〇〇〇〇)に提供することに同意します。

住 所

氏 名

代理記入者氏名		関係		電話番号	
---------	--	----	--	------	--

## 福まち運営要綱 記載例

(個人情報保護の取り扱い)

第〇条 活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取り扱い方法」に定め、適正に運用するものとする。

※ 運営要綱だけに定める場合は『個人情報取り扱い方法』に定め、』の部分省く。

## 個人情報取り扱い方法 記載例

### 〇〇地区福祉のまち推進センター 個人情報取り扱い方法

平成〇〇年〇月〇日総会議決

(法令の遵守)

第1条 福祉のまち推進センター(以下「福まち」という。)は、個人情報保護に関する法令、条例等を遵守するとともに、福まち活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(利用目的)

第2条 福まちが取得した個人情報は、次の目的に沿って適正に利用する。

- (1) 災害時における避難支援
- (2) 日ごろの見守り活動や、声かけ活動
- (3) 福祉マップ作り等の作成
- (4) 福まち行事等の案内

(対象範囲)

第3条 福まちとして情報を収集する対象範囲(要援護者)は、原則として〇〇歳以上から構成される世帯とする。ただし支援が必要と思われる世帯に対しては柔軟に対応する。

(収集内容)

第4条 収集する個人情報の内容は、要援護者からの同意(手上げ及び本人同意方式)によって福まちへ提出された「要援護者登録カード」(P18参照)等に記された次の事項とする。

- (1) 氏名、生年月日・性別・住所・電話番号、FAX番号、携帯番号、世帯人数、日常的な困りごと、緊急時の連絡先
- (2) その他、必要な事項で同意を得た事項

(管 理)

地区の状況に応じて記入ください。

第5条 福まちが取得した個人情報は、次のとおり適正に管理する。

- (1) 個人情報の管理者は、福まち運営委員長及び福祉推進委員長とする。
- (2) 個人情報は福まち事務室及び福祉推進委員長、担当推進委員宅で適正に保管する。
- (3) 不用となった個人情報は裁断及びデータ消去等適正に破棄する。
- (4) 個人情報(文書、データ)の保存期間については役員会の議決に委ねる。
- (5) 個人情報は、原則として訪問活動、更新作業等必要以外は、保管場所から持ち出さない。
- (6) 個人情報は、原則として福まち事務室及び福祉推進委員長、担当推進委員分以外複写しない。

(7) 個人情報の漏えい等の問題が発生した際、速やかに直近の管理者へ報告する。

(提供先)

第6条 福まちは、次にあげる場合を除き、本人の同意を得ないで第三者に個人情報の提供はしない。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 福まちと共に活動に取りくむ、関係機関(○○○○、○○○○、○○○○)

(開示等)

第7条 福まちは、本人から保有する個人情報に関し、開示、訂正、削除等を求められたときは、「個人情報請求書」(P20参照)の提出により適切な措置を講じるものとする。

(65歳以上世帯名簿の取り扱い)

第7条 札幌市から提供される65歳以上世帯名簿の取り扱いについては、「札幌市65歳以上世帯名簿取り扱い要領」を遵守し取り扱うものとする。

## 個人情報請求書 〈様式例〉

### ○○地区福祉のまち推進センター個人情報請求書

年 月 日

○○地区福祉のまち推進センター 様

開示等希望者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

次のとおり地区福まちにおける私の個人情報の  開示・ 訂正・ 削除 を請求します。

開示請求者 及び 【証明書類】	<input type="checkbox"/> 本人 【 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他( )】
	<input type="checkbox"/> 家族 (本人の代わりに同意を得た方に限る)
	<input type="checkbox"/> 法定代理人【 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )】
	住 所 _____ 氏 名 _____ 印 電話番号 _____
開示区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
訂正内容	
削除内容	

対応者 氏名 \_\_\_\_\_ (役職 \_\_\_\_\_)

※ 写しの交付の際は、手数料(コピー代)をあらかじめ定めておきましょう。

## ■ 検討会議メンバー及びアドバイザー

### 検討会議メンバー

氏 名	所 属
樋 口 弘	豊平区社会福祉協議会 事務局次長
佐 藤 和 人	清田区社会福祉協議会 事務局次長
西 川 圭	西区社会福祉協議会 事務局職員
小 平 正 治	札幌市社会福祉協議会 地域福祉課長
佐 藤 聡	札幌市社会福祉協議会 地域福祉係長
黒 牧 大 樹	札幌市社会福祉協議会 地域福祉係職員

### アドバイザー

氏 名	所 属
石 川 和 弘	弁護士(札幌総合法律事務所)
仲世古 善 樹	弁護士(札幌総合法律事務所)
仲 野 勝 廣	札幌市民生委員児童委員協議会 副会長
西 村 純一郎	札幌市保健福祉局 福祉活動推進担当係長
柏 浩 文	北海道社会福祉士会 会長 (ボランティア研修センターボランティア推進係長)

## ■ 参考及び引用文献

- 災害時支えあいハンドブック(札幌市)
- 個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点  
(全国民生委員児童委員連合会)
- 「町内会で知って安心個人情報保護の手引き」  
(北見市地域福祉活動合同推進本部)
- 個人情報取扱いハンドブック(社会福祉法人京都市社会福祉協議会)
- 若松区の地域団体活動のための個人情報取扱いの手引き  
(若松あんしんネットワーク地域活動推進検討部会)



作成

**社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会**

札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター

TEL 011 (614) 3344 FAX 011 (614) 1109

ホームページ <http://www.sapporo-shakyo.or.jp/>

発行日

平成22年3月

※ 本書は、上記のホームページからダウンロードできます。